

宮城県議会における主な議員提案条例 (平成10年度以降の制定件数計33件、うち行政関係条例27件)

No.	1	2	3	4
区分	13 行政関係条例	13 行政関係条例	6 情報公開条例	8 政治倫理条例・9 資産公開条例
条例番号	平成10年宮城県条例第36号	平成10年宮城県条例第48号	平成11年宮城県条例第27号	平成11年宮城県条例第72号
題名	宮城県の民間非営利活動を促進するための条例	宮城県暴走族根絶の促進に関する条例	宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例	宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例
条例案の検討組織	民間非営利活動促進条例制定検討委員会(議長の諮問機関)	特になし(5会派の政調会長による検討)	宮城県議会情報公開条例制定検討委員会(議長の諮問機関)	不祥事再発防止に関する検討委員会(議長の諮問機関)
提出議員	佐藤 勇議員(提案理由説明者)	斎藤正美議員(提案理由説明者)	今野隆吉議員(提案理由説明者)	錦戸弦一議員(提案理由説明者)
賛成議員	内海太議員・高橋長偉議員・遊佐雅宣議員・高橋浩一議員・畠山和純議員・菊地健次郎議員・菊地文博議員・袋正議員・菅間進議員・藤原範典議員・岩淵義教議員・横田有史議員	高橋浩一議員・根深善雄議員・袋正議員・小野寺初正議員・伊東憲議員・坂下清賢議員・内海太議員・菅野信男議員・岩淵義教議員・横田有史議員・斎藤栄夫議員	萱場正美議員・坂下清賢議員・石橋信勝議員・菅間進議員・本多祐一朗議員・横田有史議員・畠山和純議員・長谷川章議員・遊佐雅宣議員・相沢光哉議員・伊藤康志議員・佐藤勇議員	相沢光哉議員・伊勢敏議員・川嶋保美議員・横田有史議員・中村功議員・岩淵義教議員・遊佐美由紀議員・小野寺初正議員・土井亨議員・遊佐雅宣議員・今野隆吉議員・佐藤勇議員
提案理由	宮城県における民間非営利活動の健全な発展を促進するため、県、市町村、県民、企業及び民間非営利活動団体の責務等を明らかにするとともに、民間非営利活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって県民生活の向上と活力ある地域社会の実現に寄与するものである。	最近における暴走族の実態等にかんがみ、暴走族根絶の促進に関し、県民、事業者、市町村、県等、それぞれの責務を定めることにより、暴走族根絶に関する県民総ぐるみ運動を促進するものである。	県民の知る権利を尊重し、宮城県議会の保有する公文書の開示を請求する権利及び情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、議会の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の議会への理解と県政参加を促進し、もって広く開かれた議会の実現に寄与するものである。	県議会議員の不祥事件の発生を受け、県民の県議会に対する信頼回復を図るため、議員の責務、行為規範並びに議員自らの資産を公開すること等について定めることにより、政治倫理の確立を期すものである。
条例案提出日	平成10年12月4日	平成10年12月8日	平成11年3月4日	平成11年12月16日
提案理由説明	平成10年12月8日	平成10年12月14日	平成11年3月5日	平成11年12月17日
付託委員会	(審査省略)	(審査省略)	(審査省略)	(審査省略)
採決日	平成10年12月8日	平成10年12月14日	平成11年3月5日	平成11年12月17日
議決態様	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決
公布日	平成10年12月15日	平成10年12月22日	平成11年3月12日	平成11年12月21日
施行日(主務課)	平成11年4月1日(議会事務局調査課)	平成11年4月1日(警察本部交通指導課等)	平成11年7月1日(議会事務局調査課)	平成12年4月1日(議会事務局総務課)
改正経過	・平成15年宮城県条例第1号(No.11 議決権条例による改正:基本計画策定に議会の議決を義務付け) ・平成17年宮城県条例第110号(執行部提案:民間非営利活動促進委員会のもとに部会設置)	・平成15年宮城県条例第3号(あおり行為等禁止、罰則の盛り込み等)	※別紙参照	※別紙参照

※「条例案提出日」は議員が条例案に署名し、議案として受理された日

※「(主務課)」は、条例公布時の宮城県公報に記載された課名を記載したものである。

※改正経過において「執行部提案」となっていないものは、議員(委員会含む)提案による改正

※区分は全国都道府県議会議長会「委員会・議員発議条例に関する調」での分類によるもの。

No.	5	6	7	8
区分	13 行政関係条例	13 行政関係条例	10 政務活動費条例	13 行政関係条例
条例番号	平成 12 年宮城県条例第 113 号	平成 12 年宮城県条例第 114 号	平成 13 年宮城県条例第 3 号	平成 13 年宮城県条例第 32 号
題名	附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例	みやぎ食と農の県民条例	宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例 (制定時：宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例)	宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例
条例案の検討組織	新みやぎ創造運動対策特別委員会 (地方自治法に基づく特別委員会)	農業農村振興対策特別委員会 (地方自治法に基づく特別委員会)	地方分権・議会制度対策特別委員会 (地方自治法に基づく特別委員会)	文教警察委員会 (地方自治法に基づく常任委員会)
提出議員	柏 佑整議員 (提案理由説明者)	中村 功議員 (提案理由説明者)	長谷川 章議員 (提案理由説明者)	小野寺初正議員 (提案理由説明者)
賛成議員	遊佐美由紀議員・中沢幸男議員・土井 亨議員・秋葉賢也議員・菊地文博議員・仁田和廣議員・石橋信勝議員・佐々木ひろし議員・大沼謙一議員	佐々木敏克議員・佐々木久壽議員・本多祐一朗議員・横田有史議員・加賀 剛議員・池田憲彦議員・遊佐雅宣議員・渡辺和喜議員・伊藤康志議員	秋葉賢也議員・内海 太議員・本多祐一朗議員・袋 正議員・横田有史議員・菊地健次郎議員・遊佐雅宣議員・石橋信勝議員・大沼謙一議員	高橋長偉議員・菅間 進議員・渥美 巖議員・内海 太議員・長島秀道議員・本多祐一朗議員・横田有史議員・小林正一議員・菊池 浩議員・佐藤勝彦議員・秋葉賢也議員・川嶋保美議員・佐藤詔雄議員・加賀 剛議員・皆川章太郎議員
提案理由	附属機関の設置及び構成員の選任等に関する基本的な事項を定めることにより、県民の県政への積極的な参加の促進と適正な行政運営の確保を図り、もって、開かれた県政の実現に寄与するものである。	本県が世界や我が国の状況を踏まえつつ、農業・農村の将来にわたる振興に努めていくことを宣言するとともに、本県における農業・農村振興の目標及び目標達成に向けた推進方策を明らかにすることによって、県民の共通理解のもと、本県農業・農村の振興を図ろうとするものである。	地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から法制化された政務調査費について、交付対象、額及び交付の方法等、その交付に関し必要な事項を定めようとするものである。	ピンクちらしが街の美観と品位を著しく傷つけ、青少年の健全育成に悪影響を及ぼしている実態を踏まえ、まき散らし等の禁止、県、市町村、事業者等の責務その他必要な事項を定めることにより、その根絶活動の促進を図ろうとするものである。
条例案提出日	平成 12 年 6 月 19 日	平成 12 年 6 月 19 日	平成 13 年 2 月 15 日	平成 13 年 6 月 15 日
提案理由説明	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 13 年 2 月 15 日	平成 13 年 6 月 22 日
付託委員会	(審査省略)	(審査省略)	(審査省略)	(審査省略)
採決日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 13 年 3 月 1 日	平成 13 年 6 月 28 日
議決態様	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決
公布日	平成 12 年 7 月 10 日	平成 12 年 7 月 10 日	平成 13 年 3 月 8 日	平成 13 年 7 月 5 日
施行日 (主務課)	公布の日 (議会事務局調査課)	公布の日 (議会事務局調査課)	平成 13 年 4 月 1 日 (議会事務局総務課)	平成 13 年 9 月 1 日 (生活文化課)
改正経過	—	・平成 15 年宮城県条例第 1 号 (No.11 議決権条例による改正：基本計画策定に議会の議決を義務付け)	※別紙参照	・平成 16 年宮城県条例第 30 号 (執行部提案：罰則の盛り込み等)

No.	9	10	11	12
区分	13 行政関係条例	13 行政関係条例	11 議会の権限強化関係条例	13 行政関係条例
条例番号	平成 13 年宮城県条例第 33 号	平成 14 年宮城県条例第 41 号	平成 15 年宮城県条例第 1 号	平成 15 年宮城県条例第 48 号
題名	宮城県男女共同参画推進条例	宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例（制定時：宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例）	宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例	みやぎ海とさかなの県民条例
条例案の検討組織	新みやぎ創造運動対策特別委員会（地方自治法に基づく特別委員会）	自然エネルギー調査特別委員会（地方自治法に基づく特別委員会）	議決権を考える会（会派横断的な勉強会）	自由民主党・県民会議水産部会
提出議員	遊佐美由紀議員（提案理由説明者）	秋葉賢也議員（提案理由説明者）	千葉正美議員（提案理由説明者）・小野 隆議員・寺島英毅議員・藤原範典議員・横田有史議員・佐々木征治議員・中村 功議員・渡辺栄一議員・菊地健次郎議員・高橋長偉議員・渡辺和喜議員・秋葉賢也議員	斎藤正美議員（提案理由説明者）
賛成議員	高橋長偉議員・菅間進議員・渥美巖議員・内海太議員・長島秀道議員・本多祐一朗議員・横田有史議員・皆川章太郎議員・佐々木久壽議員・小野寺初正議員・岸田清夫議員・須田善明議員・柏佑整議員・渡辺和喜議員	藤原範典議員・高橋長偉議員・遊佐雅宣議員・大学幹男議員・青野登喜子議員・岩淵義教議員・袋正議員・中沢幸男議員・相沢光哉議員・佐藤勝彦議員・菅間進議員・渥美巖議員・内海太議員・石橋信勝議員・本多祐一朗議員・横田有史議員・佐々木征治議員	—	渡辺和喜議員・畠山和純議員・佐々木喜藏議員・高橋長偉議員・柏佑整議員・安部孝議員・仁田和廣議員・池田憲彦議員・須田善明議員・渥美巖議員・石橋信勝議員
提案理由	男女共同参画の推進に関し、その基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって新しい生活文化を創造し、真に豊かで活力のある地域社会の実現に寄与しようとするものである。	地球環境問題の解決に貢献し、持続的な発展を可能とする循環型社会を築き上げるため、地域の自発的かつ積極的な取り組みとして、県、市町村、県民及び事業者の責務並びに県の総合的かつ計画的な施策の実施に関する事項等を定めることにより、自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進を図ろうとするものである。	議会が、政策の実現に向けて計画の段階から積極的な役割を果たし、県民にわかりやすい自主性に富んだ県行政を推進するため、地方自治法第九十六条第二項に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべき事件として定めようとするものである。	水産業が果たすべき役割と豊かな自然環境を次代に引き継ぎ、健康で潤いのある県民生活を築くため、県の責務等及び県の総合的かつ計画的な施策の実施に関する事項等を定めるものである。
条例案提出日	平成 13 年 6 月 18 日	平成 14 年 7 月 1 日	平成 14 年 12 月 3 日	平成 15 年 2 月 18 日
提案理由説明	平成 13 年 6 月 22 日	平成 14 年 7 月 5 日	平成 14 年 12 月 4 日	平成 15 年 2 月 24 日
付託委員会	（審査省略）	（審査省略）	総務企画委員会	産業経済委員会
採決日	平成 13 年 6 月 28 日	平成 14 年 7 月 10 日	平成 15 年 2 月 14 日	平成 15 年 3 月 13 日
議決態様	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決
公布日	平成 13 年 7 月 5 日	平成 14 年 7 月 17 日	平成 15 年 2 月 21 日	平成 15 年 3 月 20 日
施行日（主務課）	平成 13 年 8 月 1 日（生活文化課）	平成 14 年 10 月 1 日（企画総務課）	平成 15 年 4 月 1 日（政策課）	平成 15 年 4 月 1 日（漁業振興課）
改正経過	・平成 15 年宮城県条例第 1 号（No.11 議決権条例による改正：基本計画策定に議会の議決を義務付け）	※別紙参照	—	—

No.	13	14	15	16
区分	13 行政関係条例	13 行政関係条例	13 行政関係条例	13 行政関係条例
条例番号	平成 15 年宮城県条例第 76 号	平成 16 年宮城県条例第 42 号	平成 16 年宮城県条例第 54 号	平成 16 年宮城県条例第 56 号
題名	宮城県犯罪被害者等支援条例 (制定時：宮城県犯罪被害者支援条例)	ふるさと宮城の水循環保全条例	宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例	宮城県文化芸術振興条例
条例案の検討組織	文教警察委員会（地方自治法に基づく常任委員会）	環境生活委員会（地方自治法に基づく常任委員会）→水道水源保全条例研究会（会派横断的な勉強会）	外郭団体等調査特別委員会（地方自治法に基づく特別委員会）	文化芸術振興条例案勉強会（会派の議員→会派横断的な勉強会）
提出議員	池田憲彦議員（提案理由説明者）	小野寺初正議員（提案理由説明者）	川嶋保美議員（提案理由説明者）	高橋長偉議員（提案理由説明者）
賛成議員	熊谷義彦議員・藤倉知格議員・柏 佑整議員・安藤俊威議員・長谷川洋一議員・菅原 実議員・伊勢 敏議員・長島秀道議員	菊地 浩議員・渥美 巖議員・内海 太議員・本多祐一朗議員・横田有史議員・百足健一議員・小林正一議員・佐々木喜藏議員・袋正議員・伊勢 敏議員・藤原範典議員・岸田清実議員	佐々木喜藏議員・千葉正美議員・秋葉賢也議員・須田善明議員・本木忠一議員・坂下康子議員・佐々木ひろし議員・仁田和廣議員・長島秀道議員・横田有史議員・百足健一議員	菅間 進議員・佐々木敏克議員・百足健一議員・庄子賢一議員・青野登喜子議員・遊佐美由紀議員・佐々木ひろし議員・皆川章太郎議員・菊地健次郎議員・藤倉知格議員・安部 孝議員
提案理由	犯罪被害者に対する総合的な支援を推進し、犯罪被害者が受けた被害の早期軽減を図るとともに、連帯共助の精神にあふれた地域社会の実現を図るため、県の責務等、犯罪被害者の支援に関し必要な事項を定めるものである。	自然の水循環に対する弊害が顕著となってきた現状を踏まえ、県等の責務及び県の総合かつ計画的な施策の実施に関する事項等を定めることにより、健全な水循環の保全を図り、豊かな水の恩恵及び快適な県民生活を確保しようとするものである。	県が公社等外郭団体を通じて実施しようとする行政目的の確実かつ効果的な達成を図るとともに、公正で透明性の高い、効率的な行政を実現するため、県と公社等外郭団体がそれぞれ果たすべき役割と責任の明確化、経営評価等、県の公社等外郭団体への関わり方に関する基本的事項を定めようとするものである。	文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ることにより、心豊かな県民生活及び活力のある地域社会の実現に寄与するため、県の責務、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めるものである。
条例案提出日	平成 15 年 12 月 4 日	平成 16 年 2 月 25 日	平成 16 年 6 月 16 日	平成 16 年 6 月 24 日
提案理由説明	平成 15 年 12 月 5 日	平成 16 年 2 月 27 日	平成 16 年 6 月 22 日	平成 16 年 6 月 25 日
付託委員会	(審査省略)	環境生活委員会	総務企画委員会	環境生活委員会
採決日	平成 15 年 12 月 10 日	平成 16 年 6 月 15 日	平成 16 年 6 月 30 日	平成 16 年 6 月 30 日
議決態様	全会一致（一会派退席）・原案可決	全会一致・委員会で一部修正	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決
公布日	平成 15 年 12 月 17 日	平成 16 年 6 月 22 日	平成 16 年 7 月 7 日	平成 16 年 7 月 7 日
施行日（主務課）	平成 16 年 4 月 1 日（警察本部警務課）	平成 17 年 1 月 1 日（環境対策課）	平成 17 年 4 月 1 日（行政管理課）	公布日（生活・文化課）
改正経過	・令和 5 年宮城県条例第 44 号（共同参画社会推進課への移管、条例の改称、定義規定の創設、基本的施策の見直しを含む全部改正）	—	・平成 20 年宮城県条例第 57 号（執行部提案：用語の整理（一般社団法人・一般財団法人法施行に伴う改正））	—

No.	17	18	19	20
区分	13 行政関係条例	13 行政関係条例	13 行政関係条例	13 行政関係条例
条例番号	平成 17 年宮城県条例第 90 号	平成 18 年宮城県条例第 46 号	平成 19 年宮城県条例第 47 号	平成 19 年宮城県条例第 86 号
題名	みやぎ教育の日を定める条例	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例	ものづくり産業振興に関する県民条例	宮城県飲酒運転根絶に関する条例
条例案の検討組織	文教警察委員会（地方自治法に基づく常任委員会）	（仮称）安全安心なまちづくり条例制定研究会（会派横断的な勉強会）	ものづくり産業振興対策調査特別委員会（地方自治法に基づく特別委員会）	「交通安全条例検討調査特別委員会」（地方自治法に基づく特別委員会）→「宮城県飲酒運転根絶に関する条例制定研究会」（会派横断的な勉強会）
提出議員	安部 孝議員（提案理由説明者）	皆川章太郎議員（提案理由説明者）	小野寺初正議員（提案理由説明者）	柏佑整議員・安部孝議員・中山耕一議員・石川光次郎議員・内海太議員（提案理由説明者）
賛成議員	佐藤光樹議員・菊地 浩議員・畠山和純議員・熊谷義彦議員・石橋信勝議員・菅原 実議員・伊勢 敏議員・小野 隆議員・千葉 達議員	石橋信勝議員・岩淵義教議員・小野 隆議員・佐々木敏克議員・坂下 賢議員・安部 孝議員・佐藤光樹議員・大沼迪義議員	佐々木征治議員・藤倉知格議員・須田善明議員・川嶋保美議員・小野 隆議員・坂下 賢議員・佐々木ひろし議員・高橋長偉議員	菊地文博議員・佐藤詔雄議員・庄子賢一議員・横田有史議員・吉川寛康議員
提案理由	教育に対する県民の意識を高め、家庭、地域社会及び学校が連携して本県教育の充実と発展を図るとともに、明日の宮城を担う子どもたちをはぐくむため、みやぎ教育の日を設けようとするものである。	犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進し、もってすべての県民が安心して暮らせるまちを実現するため、その基本理念を定め、県、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪が起きにくい環境づくりを進めるために必要な事項を定めようとするものである。	ものづくり産業の振興に関する施策を総合的に推進し、県民経済の健全な発展及び県民生活の向上を図るため、基本理念、施策の基本となる事項等を定めるものである。	飲酒運転を根絶するために必要な措置を講ずることにより、県、市町村及び県民等が一体となって飲酒運転の根絶のための活動を推進し、もって飲酒運転のない安全で平穏な県民生活の実現を図るため、必要な事項を定めようとするものである。
条例案提出日	平成 17 年 2 月 21 日	平成 18 年 2 月 21 日	平成 19 年 3 月 8 日	平成 19 年 9 月 19 日
提案理由説明	平成 17 年 2 月 25 日	平成 18 年 2 月 24 日	平成 19 年 3 月 13 日	平成 19 年 9 月 27 日
付託委員会	文教警察委員会	環境生活委員会	（審査省略）	総務企画委員会
採決日	平成 17 年 3 月 18 日	平成 18 年 3 月 16 日	平成 19 年 3 月 13 日	平成 19 年 10 月 12 日
議決態様	全会一致・原案可決	全会一致（一会派退席）・原案可決	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決
公布日	平成 17 年 3 月 25 日	平成 18 年 3 月 24 日	平成 19 年 3 月 20 日	平成 19 年 10 月 19 日
施行日（主務課）	平成 17 年 4 月 1 日（教育庁総務課）	平成 18 年 4 月 1 日（生活・文化課）	平成 19 年 4 月 1 日（新産業振興課）	平成 20 年 1 月 1 日（総合交通対策課）
改正経過	—	・平成 18 年宮城県条例第 81 号（執行部提案：用語の整理（学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正）） ・平成 22 年宮城県条例第 22 号（執行部提案：条ずれの整理（青少年健全育成条例の改正に伴う改正））	・平成 20 年宮城県条例第 57 号（執行部提案：用語の整理（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う改正））	・平成 25 年宮城県条例第 77 号（執行部提案：条ずれの整理（道路交通法の改正に伴う改正）） ・令和 6 年宮城県条例第 65 号（自転車への適用範囲拡大、条ずれの整理（道路交通法の改正に伴う改正））

No.	21	22	23	24
区分	13 行政関係条例	11 議会の権限強化関係条例	13 行政関係条例	13 行政関係条例
条例番号	平成 21 年宮城県条例第 1 号	平成 21 年宮城県条例第 43 号	平成 21 年宮城県条例第 44 号	平成 22 年宮城県条例第 74 号
題名	宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例	宮城県議会基本条例	宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例	宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例
条例案の検討組織	「まちづくり調査特別委員会」→「景観保全・まちづくり調査特別委員会」（地方自治法に基づく特別委員会）	「議会改革推進調査特別委員会」（地方自治法に基づく特別委員会）	「景観保全・まちづくり調査特別委員会」（地方自治法に基づく特別委員会）	「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例制定検討会」（会派横断的な勉強会）
提出議員	景観保全・まちづくり調査特別委員会（佐々木喜藏委員長（提案理由説明者）・熊谷盛廣副委員長・岩淵義教委員・横田有史委員・加賀たけし委員・須藤哲委員・只野九十九委員・小野隆委員・柏佑整委員・藤倉知格委員）	渥美巖議員（提案理由説明者）	景観保全・まちづくり調査特別委員会（佐々木喜藏委員長（提案理由説明者）・熊谷盛廣副委員長・岩淵義教委員・横田有史委員・加賀たけし委員・須藤哲委員・只野九十九委員・小野隆委員・柏佑整委員・藤倉知格委員）	中島源陽議員（提案理由説明者）
賛成議員	—	安藤俊威議員・藤原のりすけ議員・本多祐一朗議員・小野寺初正議員・横田有史議員・吉川寛康議員・佐々木幸士議員・菅原実議員・庄子賢一議員・細川雄一議員・外崎浩子議員・佐々木敏克議員・相沢光哉議員	—	佐々木喜藏議員・藤原のりすけ議員・小野寺初正議員・菅間進議員・外崎浩子議員・高橋伸二議員・伊藤和博議員・吉川寛康議員
提案理由	市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導、地域貢献活動の促進等に関し必要な事項を定めることにより、活力ある地域経済の発展を図り、及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築を図るため、必要な事項を定めようとするものである。	県民の負託に的確にこたえ、県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与するため、議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにするとともに、議会と県民との関係、議会と知事等との関係等、議会に関する基本的事項を定める必要がある。	地域の歴史と文化を守り、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境を創造し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与するため、美しい景観の形成について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。	県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与するため、その基本理念を定め、県の責務、県民の役割等を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めようとするものである。
条例案提出日	平成 21 年 2 月 18 日	平成 21 年 6 月 16 日	平成 21 年 6 月 16 日	平成 22 年 12 月 8 日
提案理由説明	平成 21 年 2 月 18 日	平成 21 年 6 月 16 日	平成 21 年 6 月 16 日	平成 22 年 12 月 9 日
付託委員会	(審査省略)	(審査省略)	(審査省略)	保健福祉委員会
採決日	平成 21 年 3 月 4 日	平成 21 年 6 月 16 日	平成 21 年 6 月 26 日	平成 22 年 12 月 16 日
議決態様	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	賛成多数・原案可決
公布日	平成 21 年 3 月 13 日	平成 21 年 6 月 26 日	平成 21 年 7 月 6 日	平成 22 年 12 月 24 日
施行日（主務課）	平成 21 年 4 月 1 日（商工経営支援課）	公布の日（議会事務局政務調査課）	平成 22 年 1 月 1 日（都市計画課）	公布の日（健康推進課）
改正経過	・平成 23 年宮城県条例第 114 号（執行部提案：用語・条ずれの整理等（地方自治法等の改正に伴う改正）） ・平成 26 年宮城県条例第 55 号（執行部提案：条ずれの整理（中心市街地活性化法の改正に伴う改正））	—	—	—

No.	25	26	27	28
区分	13 行政関係条例	13 行政関係条例	13 行政関係条例	13 行政関係条例
条例番号	平成 23 年宮城県条例第 8 号	平成 27 年宮城県条例第 52 号	平成 27 年宮城県条例第 68 号	平成 27 年宮城県条例第 69 号
題名	みやぎ観光創造県民条例	中小企業・小規模企業の振興に関する条例	みやぎ子ども・子育て県民条例	宮城県薬物の濫用の防止に関する条例
条例案の検討組織	「食と観光振興対策調査特別委員会」（地方自治法に基づく特別委員会）	経済商工観光委員会（地方自治法に基づく常任委員会）	子ども・子育て環境調査特別委員会（地方自治法に基づく特別委員会）	宮城県薬物の濫用の防止に関する条例検討会（議長の諮問機関）
提出議員	食と観光振興対策調査特別委員会（小野寺初正委員長（提案理由説明者）・長谷川敦副委員長・小林正一委員・坂下康子委員・菅間進委員・佐藤詔雄委員・遠藤いく子委員・高橋伸二委員・菊地恵一委員・安部孝委員・柏佑整委員・藤倉知格委員）	経済商工観光委員会（只野九十九委員長（提案理由説明者）・菊地恵一副委員長・菅原実委員・すどう哲委員・本多祐一朗委員・堀内周光委員・吉川寛康委員・川嶋保美委員・皆川章太郎委員・今野隆吉委員	子ども・子育て環境調査特別委員会（佐々木幸士委員長（提案理由説明者）・天下みゆき副委員長・藤原のりすけ委員・佐藤詔雄委員・渡辺忠悦委員・中島源陽委員・中山耕一委員・中沢幸男委員	伊藤和博議員（提案理由説明者） 只野九十九議員・坂下やすこ議員・菅間進議員・寺澤正志議員・高橋伸二議員・村上智行議員・石川利一議員
賛成議員	—	—	—	—
提案理由	魅力あふれる観光地づくりを推進し、もって、本県経済の持続的な発展、豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び県民生活の向上に寄与するため、観光王国みやぎの実現のための基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本事項を定め、施策を総合的かつ計画的に進める必要がある。	本県経済の発展及び雇用の場の創出を図り、県民生活の向上に寄与することを目的とし、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにし、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進する必要がある。	県民が安心して子どもを産み、育てることができ、かつ、子どもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることができる環境の整備を図り、持続的な地域社会の発展に資することを目的とし、子ども・子育て支援に関する基本理念を定め、県の責務並びに保護者、県民、地域社会及び事業者の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。	薬物の濫用の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用に関する規制を行うことにより、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、もって県民が平穩にかつ安心して暮らすことができる社会を実現する必要がある。
条例案提出日	平成 23 年 2 月 14 日	平成 27 年 6 月 30 日	平成 27 年 9 月 14 日	平成 27 年 9 月 14 日
提案理由説明	平成 23 年 2 月 14 日	平成 27 年 7 月 3 日	平成 27 年 10 月 5 日	平成 27 年 9 月 17 日
付託委員会	(審査省略)	(審査省略)	(審査省略)	保健福祉委員会
採決日	平成 23 年 3 月 2 日	平成 27 年 7 月 3 日	平成 27 年 10 月 5 日	平成 27 年 10 月 5 日
議決態様	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	賛成多数・原案可決
公布日	平成 23 年 3 月 9 日	平成 27 年 7 月 10 日	平成 27 年 10 月 13 日	平成 27 年 10 月 13 日
施行日(主務課)	平成 23 年 4 月 1 日(観光課)	公布の日(商工経営支援課)	公布の日(子育て支援課)	公布の日 一部は平成 27 年 12 月 1 日(薬務課)
改正経過	・平成 24 年宮城県条例第 43 号(執行部提案：用語の整理等(港湾法の改正に伴う改正))	—	・令和 4 年宮城県条例第 1 号(文言の追加等(教育機会確保法の趣旨の反映のための改正))	—

教育機会確保法…義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

No.	29	30	31	32
区分	13 行政関係条例	13 行政関係条例	13 行政関係条例	13 行政関係条例
条例番号	平成 30 年宮城県条例第 1 号	平成 30 年宮城県条例第 78 号	令和元年宮城県条例第 46 号	令和 3 年宮城県条例第 1 号
題名	みやぎ森と緑の県民条例	宮城県いじめ防止対策推進条例	食材王国みやぎの伊達な乾杯条例	宮城県新型コロナウイルス感染症対策基本条例
条例案の検討組織	(仮称) 森林・林業条例検討委員会 (地方自治法に基づく協議・調整の場)	いじめ・不登校等調査特別委員会 (地方自治法に基づく特別委員会)	(仮称) 宮城県乾杯条例制定検討会 (会派横断的な勉強会)	新型コロナウイルス感染症対策に関する条例制定検討委員会
提出議員	畠山和純議員 (提案理由説明者)	いじめ・不登校等調査特別委員会 (吉川寛康委員長 (提案理由説明者)・遠藤伸幸副委員長・佐々木幸士委員・ゆさみゆき委員・天下みゆき委員・庄田圭佑委員・深谷晃祐委員・渡辺勝幸委員・長谷川敦委員・安藤俊威委員)	中島源陽議員 (提案理由説明者)	村上智行議員 (提案理由説明者)
賛成議員	高橋啓議員・只野九十九議員・長谷川敦議員・佐々木賢司議員・横山隆光議員・境恒春議員・内藤隆司議員・横山のぼる議員	—	太田稔郎議員・横山隆光議員・深谷晃祐議員・三浦一敏議員・遠藤伸幸議員・岸田清実議員・菅間進議員・吉川寛康議員	坂下賢議員・三浦一敏議員・伊藤和博議員・岸田清実議員・菅間進議員・吉川寛康議員・高橋啓議員
提案理由	森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展を促進し、循環型社会の形成並びに本県の経済及び地域を活性化することを目的とし、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興について、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係者の役割等を明らかにするとともに、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。	児童生徒の尊厳を保持するとともに、健やかに成長できる環境を社会全体で形成することを目的とし、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策及び支援に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、及びいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ実効性のあるものとして推進する必要がある。	本県では、豊かな海の幸と大地からの恵みがそれぞれの地域の農林水産業を興し、地域固有の食文化を形成してきており、その中で、日本酒をはじめとする様々な酒類を製造する酒造産業が発展し、ワインや地ビールの生産などの新たな取組も生まれていることを踏まえ、県産酒による乾杯とともに、地元の食材の活用を通じて、郷土愛を育み、地域に根ざした酒造産業と農林水産業の振興を図る必要がある。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県民生活や地域経済に重大な影響を及ぼしているほか、新型コロナウイルス感染症の患者、医療従事者らに対する不当な差別的取扱いや誹謗中傷など、基本的な人権を侵害する行為も発生していることから、県が実施する新型コロナウイルス感染症対策や不当な差別的取扱い等の禁止などについて定める必要がある。
条例案提出日	平成 30 年 2 月 23 日	平成 30 年 11 月 26 日	令和元年 9 月 12 日	令和 3 年 2 月 26 日
提案理由説明	平成 30 年 3 月 2 日	平成 30 年 11 月 26 日	令和元年 9 月 19 日	令和 3 年 3 月 4 日
付託委員会	環境生活農林水産委員会	(審査省略)	環境生活農林水産委員会	環境福祉委員会
採決日	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 11 月 26 日	令和元年 10 月 4 日	令和 3 年 3 月 19 日
議決態様	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決	全会一致・原案可決
公布日	平成 30 年 3 月 23 日	平成 30 年 11 月 30 日	令和元年 10 月 11 日	令和 3 年 3 月 26 日
施行日 (主務課)	平成 30 年 4 月 1 日 (林業振興課)	平成 30 年 12 月 1 日 (教育庁 高校教育課)	公布の日 (食産業振興課)	公布の日 (疾病・感染症対策室)
改正経過	・令和 3 年宮城県条例第 71 号 (執行部提案：法律名及び項ずれの整理 (木材利用促進法 (通称) の改正に伴う改正)	—	—	—

木材利用促進法・脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
(旧名称：公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律)

No.	33
区分	7 個人情報保護条例
条例番号	令和4年宮城県条例第67号
題名	宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
条例案の検討組織	宮城県議会個人情報保護条例制定検討委員会（会派横断的な勉強会）
提出議員	守屋守武議員（提案理由説明者）
賛成議員	櫻井正人議員・三浦ななみ議員・横山のぼる議員・岸田清実議員・渡辺忠悦議員・吉川寛康議員
提案理由	宮城県議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要がある。
条例案提出日	令和4年12月2日
提案理由説明	令和4年12月7日
付託委員会	総務企画委員会
採決日	令和4年12月14日
議決態様	賛成多数・原案可決
公布日	令和4年12月21日
施行日（主務課）	令和5年4月1日（議会事務局総務課）
改正経過	・令和6年宮城県条例第66号（用語の整理（刑法等の改正に伴う改正））

No.3 「宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例」

- ・平成14年条例第71号：用語の整理(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う改正)
- ・平成15年条例第49号：用語・条ずれの整理(日本郵政公社法等の施行等に伴う改正)
- ・平成16年条例第39号：用語の整理(地方独立行政法人等の施行に伴う改正)
- ・平成16年条例第81号：開示決定の通知後90日以内に開示を受けなければならない旨等を規定
- ・平成19年条例第49号：用語の整理(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正)
- ・平成20年条例第56号：条ずれの整理(地方自治法の改正に伴う改正)
- ・平成26年条例第72号：用語・条ずれの整理(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う改正)
- ・平成27年条例第76号：用語の整理等(行政不服審査法の施行に伴う改正)

No.4 「宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例」

- ・平成13年条例第59号：資産等報告書等の有価証券に係る記載事項から株券の額面金額の総額を削除(「商法等の一部を改正する法律」及び「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律」の改正に伴う改正)
- ・平成19年条例第48号：用語の整理等(証券取引法の一部を改正する法律の施行に伴う改正)
- ・平成19年条例第49号：用語の整理(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正)
- ・令和5年条例第1号：会派の役割、ハラスメント防止に関する規定の追加と疑惑への説明責任を強化(政治倫理の確立に関する検討委員会での検討結果に基づく改正)

No.7 「宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例」

- ・平成16年宮城県条例第36号：収支報告書へ領収書等の添付の義務付け等(全部改正)
- ・平成20年宮城県条例第55号：条ずれの整理(地方自治法の改正に伴う改正) 6
- ・平成25年宮城県条例第3号：「政務調査費」を「政務活動費」と改めるとともに政務活動費を充てることができる経費等の範囲等を規定(地方自治法の改正に伴う改正)
- ・平成29年宮城県条例第1号：議員及び会派の説明責任、領収書を含む収支報告書等のネット公開を規定
- ・平成29年宮城県条例第45号：収支報告書の修正手続を規定、収支報告書等の保存年限の変更
- ・令和2年宮城県条例第42号：新型コロナウイルス感染症対策の拡充を図る財源確保のため、政務活動費を削減
- ・令和3年宮城県条例第2号：新型コロナウイルス感染症対策の拡充を図る財源確保のため、政務活動費を削減
- ・令和5年宮城県条例第3号：報告書等への押印を求める規定を削除(押印見直しに伴う改正)
- ・令和6年宮城県条例第1号：収支報告書等の提出の電子化(地方自治法の改正に伴う改正)

No.10「宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」

- ・平成15年宮城県条例第1号：基本計画策定に議会の議決を義務付け（No.11議決権条例による改正）
- ・平成26年宮城県条例第60号：条例名称等中「自然エネルギー」を「再生可能エネルギー」へ改正
- ・平成29年宮城県条例第17号：文言の整理
（執行部提案、再生可能エネルギー特別措置法の改正に伴う改正）
- ・令和5年宮城県条例第43号：条例名称への「地域と共生する」の追加、基本理念の創設等
- ・令和6年宮城県条例第64号：宮城県再生エネルギー等・省エネルギー促進審議会の廃止
（執行部提案、環境審議会条例の改正に伴う改正）